

平成25年3月15日
号外第5号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

教育委員会規則

- 市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（1・教職員給与課）…………… 1

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県教育委員会委員長 猪股春夫

秋田県教育委員会規則第一号

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正）

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の八の三中「公益的法人等派遣条例」を「外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例」に、「又は公益的法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、「採用された職員」の下に「又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職した職員」を加え、「復帰又は採用」を「復帰、採用又は復職」に改める。

第五十八条の五第三項第一号中「公益的法人等派遣条例」を「外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例」に、「又は公益的法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、「採用されたこと」の下に「又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職したこと」を加える。

（市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第二条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第二号）第二条第一項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、「採用された職員」の下に「又は職員の休職の事由に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第三号。以下「休職条例」という。）第一条第一号の規定による休職から復職した職員」を加え、「又は採用」を「採用又は復職」に改める。

第十七条の二第一項第三号中「職員の休職の事由に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第三号）」を「休職条例」に、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第二号）第二条第一項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）」を「外国派遣」に改める。

第十七条の四第二項中「職員の休職の事由に関する条例」を「休職条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）